

有所諱而改姓

〔文德實錄〕齊衡三年八月丁酉大學博士兼越中權守從五位上春日臣雄繼賜姓大春日朝臣
 〔日本書紀孝德〕大化二年八月癸酉詔曰原夫天地陰陽不使四時相亂惟此天地生乎萬物萬物之內人是最靈最靈之間聖爲人主是以聖主天皇則天御宇思人獲所舊不廢脣而始王之名々臣連伴造國造分其品部別彼名々復以其民品部交雜使居國縣遂使父子易姓兄弟異宗夫婦更互殊名一家五分六割由是爭競之訟盈國充朝終不見治相亂彌盛粵以始於今之御宇天皇及臣連等所有品部宜悉皆罷爲國家民其假借王名爲伴造其襲據祖名爲臣連斯等深不悟情忽聞若是所宣當思祖名所借滅由是預宣使聽知朕所懷王者之兒相續御宇信知時帝與祖皇名不可見忘於世而以王名輕掛川野呼名百姓誠可畏焉凡王者之號將隨日月遠流祖子之名可共天地長往如是思故宣之始於祖子奉仕卿大夫臣連伴造氏々人等或名王民云名咸可聽聞

〔古事記傳〕大かた名と云物は貴きも賤きも皆其人を美稱ホメテへたる方に名を呼は其人を敬ひ賞ナガシマツリる意なり然るを後世になりては人名を呼を無禮として諱憚することなれるは漢國の俗にならへるものなり古の御世々々に御名代を定置れしは右に引る書紀の卷々にも見えたる如く其御名を物に因せて後世に廣くのこし賜はむとての御ミシワツなるを此孝德天皇の御世に其御名を輕々しく呼ことを可畏ハシコトとして是を罷られしは漢意にして古の御意とは反なり

〔大勢三轉考〕抑昔天皇は御名の絶なんことを悲しみ思ほして御名代を置賜へるなれば其御名の人民は更なり山野に掛ても萬代に傳はりゆかん事ぞ大御心なりけんを今〇大化はそを畏しとして廢止賜へるはあはれ移れる代の狀ならずや○中玄かはあれどこの革政は全く御名の上によりし事にはあらず畢竟は加婆禰の舊弊を碎きて新令の制度を行はん爲の事なるを此御名は畏くも天皇子の御上なれば是を畏しとしてさし置れんにはこた